

四街道市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市犯罪被害者等支援条例（令和5年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(見舞金の種類及び対象者)

第3条 条例第7条に規定する見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給するものとする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為等により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族（当該犯罪行為等が行われた時に市民であったものに限る。）をいう。以下同じ。）
 - (2) 傷害見舞金 犯罪行為等により傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。）を受けた者（当該犯罪行為等が行われた時に市民であったものに限る。）
- 2 前項に規定する者のほか、市長が特に必要と認めたときは、見舞金を支給することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときには同項第2号の子と、その他のときには同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

(見舞金の支給制限)

第5条 市長は、次の各号に掲げるときは、見舞金の支給をしないものとする。

- (1) 犯罪行為等が行われた時において、被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があったとき。
- ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - ウ 3親等内の親族
 - エ 同居の親族
- (2) 犯罪行為等による被害について、被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。
- ア 当該犯罪行為等を教唆し、又は帮助する行為
 - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為等を誘発する行為
 - ウ 当該犯罪行為等に関連する著しく不正な行為
- (3) 被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があるとき。
- ア 当該犯罪行為等を容認していたこと。
 - イ 当該犯罪行為等に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
 - ウ 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であること。
 - エ 当該犯罪行為等につき、他の市区町村から見舞金と同種のものの支給を受けていたこと。

（見舞金の額）

第6条 傷害見舞金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 全治1月以上3月末満 50,000円
 - (2) 全治3月以上 100,000円
- 2 遺族見舞金の額は、300,000円とする。
- 3 遺族見舞金の支給を受ける同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。
- 4 既に傷害見舞金の支給を受けた被害者が当該傷害見舞金の支給の原因となった犯罪行為等により死亡した場合における遺族見舞金の額については、当該傷害見舞金と遺族見舞金の差額とする。

（見舞金の支給の申請）

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分

に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 遺族見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）及び次に掲げる書類

- ア 被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 申請者と被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金 傷害見舞金支給申請書兼請求書（様式第2号）及び次に掲げる書類

- ア 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- イ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、犯罪行為等による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為等による被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができない。

（見舞金の支給の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、見舞金支給審査結果決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給する旨の決定をしたときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

（家事援助費用の助成を受けることができるサービス及び対象者）

第9条 条例第8条に規定する家事援助費用の助成を受けることができるサービスは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 調理
- (2) 衣類の洗濯
- (3) 住宅の掃除及び整理整頓
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) 通院等の介助
- (6) その他市長が必要と認める家事援助

2 前項各号に掲げるサービスは、家事援助に係るサービスを提供する事業者が派遣するヘルパー等により実施されるものとする。ただし、前項第1号から第3号までに掲げるサービスについては、犯罪被害者等の居宅において実施されるものに限る。

3 家事援助費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、家事援助費用を負担する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪行為等により、死亡した被害者である市民の遺族であって、当該犯罪発生時に当該被害者と同居していたもの
- (2) 犯罪行為等により、傷害を負った被害者である者
- (3) 犯罪行為等により、傷害を負った被害者である者の配偶者又は扶養義務者であって、

当該犯罪発生時に当該被害者と同居していたもので、助成に係る期間において同居しているもの

- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(家事援助費用の助成の額)

第10条 家事援助費用の助成の額は、50,000円を限度とする。
(家事援助費用の助成の申請)

第11条 家事援助費用の助成の申請をしようとする者は、家事援助費用助成申請書兼請求書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家事援助費用を支払ったことを証明する書類
(2) 利用した家事援助の内容や期間等を確認できる書類
(3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、一の犯罪行為等の被害につき1回限りとする。
- 3 第1項の規定による申請は、当該犯罪行為等による被害が発生した日から1年を経過したときは、申請することができない。

(家事援助費用の助成の決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、家事援助費用助成審査結果決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成する旨の決定をしたときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(裁判手続に係る旅費等の支給の額)

第13条 条例第9条に規定する裁判手続に係る旅費等の支給の額は、1日当たり2,500円とし、50,000円を限度とする。

(裁判手続に係る旅費等の支給申請)

第14条 裁判手続に係る旅費等の支給の申請をしようとする者は、裁判手続に係る旅費等支給申請書兼請求書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 公判期日等に出席又は傍聴したことを証明する書類
(2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、一の犯罪行為等の被害につき1回限りとする。

(旅費等の支給の決定)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、裁判手続に係る旅費等支給審査結果決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給する旨の決定をしたときは、速やかに旅費等を支給するものとする。

(転居費用の助成の額)

第16条 条例第10条に規定する転居費用の助成の額は、引越に係る運送費用（引越事業者に支払ったものに限る。）、荷造り等のサービスに係る費用（引越事業者に支払ったものに限る。）及びその他市長が転居のために必要と認める費用の合計額とし、200,000円を限度とする。

(転居費用の助成の申請)

第17条 転居費用の助成の申請をしようとする者は、転居費用助成申請書兼請求書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 転居費用を支払ったことを証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、一の犯罪行為等の被害につき1回限りとする。

3 第1項の規定による申請は、当該犯罪行為等による被害が発生した日から1年を経過したときは、申請することができない。

(転居費用の助成の決定)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、転居費用助成審査結果決定通知書（様式第9号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成する旨の決定をしたときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(見舞金等の返還)

第19条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給、家事援助費用の助成、裁判手続に係る旅費等の支給若しくは転居費用の助成（以下「見舞金の支給等」という。）を受けた者があるとき、又は見舞金の支給等を行った後において第5条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金、助成金又は旅費等を返還させるものとする。

(照会)

第20条 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、警察その他の関係機関等に照会することができる。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為等による被害について適用する。